

令和6年12月2日に被保険者証の新規発行は終了します！



令和6年12月2日以降、マイナンバーカードが健康保険証と一体化し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。

マイナンバーカードと被保険者証を一体化することで 医療機関での資格確認（受付）がスムーズになり、限度額適用認定証などの提示が不要になるなどのメリットがあります。

■保険証にかかる経過措置

令和6年12月1日までに交付された保険証は、経過措置により有効期限が到来するまで有効となります。

再発行も含めて令和6年12月2日以降は現行の被保険者証は発行されなくなります。

※令和7年7月31日までが最長となります

■被保険者証廃止後の予定

○マイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」を交付します。

※マイナ保険証をお持ちでなくても「資格確認書」を医療機関で提示いただくことで、引き続き医療を受けることができます

○マイナ保険証を所有している人には、ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や70歳以上での負担割合変更時に「資格情報のお知らせ」を交付します。

※マイナ保険証を医療機関などで利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、医療を受けることができます

令和6年8月1日から令和6年12月1日まで

現行の被保険者証を交付します。

有効期限（最長：令和7年7月31日）までご使用できます。

令和6年12月2日以降

下記①～③のいずれかに該当するか

- ① 新たに資格取得（年齢到達・転入など）となる
- ② 被保険者証等[※]の紛失等により再交付が必要となる
- ③ 被保険者証等[※]の記載事項（住所・負担割合など）が変更となる

※被保険者証等…被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書

該当する

該当しない

マイナ保険証を
持っているか

持っている 持っていない

※
マイナ保険証を
ご使用ください

資格確認書を
交付します
医療機関に
ご提示ください

お持ちの被保険者証等を
有効期限まで
ご使用ください

※後期高齢者医療制度の被保険者に限り、令和7年7月31日までは「資格確認書」を交付します



■マイナ保険証の利用登録方法は？

マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、利用登録が必要です。

登録は4つの方法があります。

- ① カードリーダーを導入している医療機関・薬局の受付で登録する
- ② 「マイナポータル」を利用し、パソコンやスマートフォンで登録する
- ③ セブン銀行ATMで登録する
- ④ 市役所1階マイナンバーサポートコーナーで登録する

■保険証廃止後の医療機関受診について

対象者	受診時に必要なもの
マイナ保険証をお持ちの人	◎マイナンバーカード ◎資格情報のお知らせ ※マイナ保険証に対応できない場合、医療機関を受診する際に使用します
マイナンバーカードまたはマイナ保険証をお持ちでない人	◎資格確認書

問い合わせ 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159